

第4章 市、防災関係機関等の災害活動態勢強化

【本章における対策の基本的な考え方】

初動対応の強化と広域応援体制の構築

大規模な震災が発生した場合には、発災直後より市災害対策本部を立ち上げ迅速かつ的確な初動対応を行い、多くの命を救う行動につなげる必要があり、その実現には関係機関との連携体制の強化が必要である。

一方で、自治体単独での災害対応には、人的・物的ともに限界があることから、業務の継続を担保するための広域応援の調整や災害時応援協定の締結など受援体制の強化を図る。

また、災害対応の拠点整備と体制の充実を図ることで、活動態勢の強化に取り組む。

第4章 市、防災関係機関等の災害活動態勢強化

現在の到達状況と課題

- 災害発生時に迅速に災害対策本部体制を構築するため、多様な関係機関等との連絡調整機能の強化を図る必要がある。
- 停電時においても防災拠点の通信機能を維持するため、非常用電源の確保が必要である。
- 市庁舎が機能不全に陥った場合の拠点分散化・代替拠点の確保に努めることが求められる。
- 平成27年度より悉皆研修の位置付で職員の危機管理力向上研修を実施し、職員一人ひとりの基礎的な防災力向上の取組を進めるとともに、執務室内の耐震化、本部長との緊急連絡体制の強化、職員用の災害対応物資の備蓄などについては順次取組を進めている。
- 消防団の装備については、防火衣や排水ポンプ用発電機、無線機など充実強化を図っている。また、消防団員の災害対応能力の向上及び消防署との連携強化等を目的とした各種訓練を実施している。
- 広域連携体制の構築・強化に向けて受援方法の検討を進め、市の受援体制の構築を図る必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

災害活動態勢の強化・災害対応の拠点整備

- 市の災害活動態勢の強化
- 防災拠点の整備と充実強化
- 防災訓練等の実施

消化・救助・救急活動体制の整備

- 救助・救急活動体制の整備
- 消防団の教育訓練の充実
- 災害時に必要な装備・資機(器)材の充実強化

業務継続体制の確保

- 市政の事業継続計画BCP等の推進
- 業務継続のための資源確保
- 事業者の事業継続計画BCPの策定支援

広域連携体制の構築・強化

- 受援体制の整備・強化
- 応援協力体制及び関係機関との連携体制の強化
- 自衛隊との連携体制の強化
- ボランティア等との連携体制の強化

対策の方向性と目標

- ◆市の災害活動態勢の強化を図るため、学校教職員の災害発生時の活動態勢を整え、避難所開設・運営業務の強化に取り組む。
- ◆防災拠点となる公共施設について、建替え・改修の基本的な方針や中長期的な改善計画を定めた「新都市再生ビジョン（仮称）」を策定し、老朽化対策や建替え等を計画的に進める。
- ◆公共施設における非構造部材の耐震化を進めるとともに、防災拠点として必要な整備水準を整理しながら、非常用電源の確保やエネルギー源の分散化、情報通信のインフラ環境の整備など、バックアップ設備の整備や災害対策の強化を行い、防災拠点の防災機能の向上を図る。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
負傷者数（うち重傷者数）	最大 1,298 人（117 人）	自力脱出困難者	最大 393 人
建物被害（うち地震火災）	最大 1,660 棟（814 棟）		

具体的な取組

《応急・復旧対策》

初動態勢

○市の活動態勢

消化・救助・救急活動

○救出・救助活動

応援協力・派遣要請

- 自衛隊の災害派遣要請
- 防災関係機関への応援要請
- 民間団体への応援要請
- ボランティア活動との連携

防災拠点の確保・調整

○応急活動拠点の調整

第1節 現在の到達状況と課題

1. 災害活動態勢の強化・災害対応の拠点整備

- 平成27年度より悉皆研修の位置付けで職員の危機管理力向上研修を実施し、職員一人ひとりの基礎的な防災力向上の取組を進めている。
- 災害発生時に迅速に災害対策本部体制を構築し、関係機関と一体となった初動体制をいち早く構築する必要がある。
- 自衛隊・警察・消防等をはじめ、多様な関係機関や専門家等との連携を推進し、連絡調整機能の強化と受援体制の構築を図る必要がある。
- 市民と地域の自助・共助の総合的な防災力向上を図るため、自主防災組織が主催する訓練等の支援のほか、職員の派遣等の取組について充実する必要がある。
- 危機管理体制の強化を図るため、防災拠点の災害リスクの軽減や分散化を図る必要がある。
- 停電時においても防災拠点の通信機能を維持するため、非常用電源の確保が必要である。
- 迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるため、防災拠点施設の防災機能の向上を図る必要がある。

2. 業務継続体制の確保

- 執務室内の耐震化、本部長との緊急連絡体制の強化、職員用の災害対応物資の備蓄などについては、順次取組を進めている。
- 災害発生時に想定される様々な制約下で迅速に災害対応を行うため、市事業継続計画（BCP）の推進や実践的な訓練による検証などによる災害対応体制の充実を図ることが求められる。
- 市庁舎が機能不全に陥った場合の拠点分散化・代替拠点の確保に努めることが求められる。

3. 消火・救助・救急活動体制の整備

- 消防団の装備については、防火衣や排水ポンプ用発電機、無線機など充実強化を図っている。また、消防団員の災害対応能力の向上及び消防署との連携強化等を目的とした各種訓練を実施している。
- 地域住民との連携による地域防災力の向上に努める必要がある。
- 人命救助・救出活動を円滑に行うため、必要な専門人材の確保と資機（器）材調達に努める必要がある。

4. 広域連携体制の構築・強化

- 災害発生時、都や防災関係機関、協定締結団体等から、支援物資や人的支援等を円滑に受け入れるための受援体制等を構築し、市の受援体制を強化するとともに、円滑な受援に必要な環境整備を行う必要がある。
- 広域的な応援を想定し、自衛隊の応援要請や民間ボランティア等との連携を強化しながら受援方法について検討を進めることが求められる。

第2節 対策の方向性と目標

1. 災害活動態勢の強化・災害対応の拠点整備

- ◆防災関係機関との連携を強化するため、平時より各種訓練を実施するとともに、防災拠点や関係機関との連絡手段となる MCA 無線システムの運用体制の強化を図る。
- ◆災害対策本部訓練や各班の訓練等を通して課題を検証しながら、随時防災関係マニュアルの見直しを行うとともに、訓練や研修を継続的に実施し、災害対策体制の強化と職員の危機管理能力の向上を図る。
- ◆学校教職員の災害発生時の活動態勢を整え、避難所開設・運営業務の強化を図る。
- ◆市内在住、近隣区市在住職員の中から、避難所指定参集職員としてあらかじめ参集指定を受ける職員の配置について検討する。
- ◆防災拠点となる公共施設について、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定める「新都市再生ビジョン（仮称）」を策定し、老朽化対策や建替え等を計画的に進める。
- ◆公共施設における非構造部材の耐震化を進めるとともに、防災拠点として必要な整備水準を整理しながら、非常用電源の確保やエネルギー源の分散化、Wi-Fi 等の情報通信のインフラ環境の整備など、バックアップ設備の整備や災害対策の強化を行い、防災拠点の防災機能の向上を図る。

2. 業務継続体制の確保

- ◆市事業継続計画 BCP の定期的な見直しを実施するとともに、計画に基づく実践的な訓練等の実施により災害対応体制の充実を図る。
- ◆市の災害活動態勢の強化を図るため、職員への震災時非常参集態勢の周知・徹底、執務室内の耐震化、災害対応職員用物資の備蓄等を推進する。
- ◆市庁舎が機能不全に陥った場合に備え、市庁舎機能の代替拠点の設定と必要な資機（器）材の配備等の準備を行い、施設を活用した円滑な機能転換等が可能となるような検討を進める。

3. 消火・救助・救急活動体制の整備

- ◆消防団の活動資機（器）材・装備の充実と適正管理を図りながら、迅速な活動態勢の確立の強化を図る。
- ◆地域の自主防災組織や消防団等が地域での救出・救助活動で使用する資機（器）材等の整備及び充実の強化を図る。

4. 広域連携体制の構築・強化

- ◆市の受援体制の強化を図るため、受援に関する計画等を定め、他自治体及び関係機関・団体等からの物的・人的支援を円滑に受け入れるための環境を整備する。
- ◆自衛隊への応援要請の手順の確認や民間ボランティア等との連携促進に向けて、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高める取組を推進する。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 災害活動態勢の強化・災害対応の拠点整備 |
| 2 | 業務継続体制の確保 |
| 3 | 消火・救助・救急活動体制の整備 |
| 4 | 広域連携体制の構築・強化 |

1. 災害活動態勢の強化・災害対応の拠点整備

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市の災害活動態勢の強化 ○防災拠点の整備と充実強化 ○防災訓練等の実施
市民・地域	○自主防災組織を核とした防災訓練等の実施 ○自助・共助の理解
都総務局	○首都直下地震等対処要領の策定 ○総合防災訓練の実施

1-2. 詳細な取組内容

(1)市の災害活動態勢の強化(全庁)

①職員への震災時非常態勢の徹底

ア 年度ごとに各課の非常態勢を見直し、最新の非常態勢別職員動員表を課内に常時掲示するなど、職員への非常態勢基準及び各自の非常時の活動参集区分の周知を徹底する。学校教職員についても、市職員の非常態勢に準じた扱いとすることとし、学校長は教職員及び学校に勤務する職員の参集態勢を把握する。

イ 人事異動があった際は、直ちに、新たな非常態勢別職員動員表の提出を求め、非常態勢の最新化を図る。

ウ 非常態勢別職員動員表は、事業継続計画を踏まえた職員の役割（通常業務の継続・再開業務又は応急対策業務のいずれの業務に従事するのか。）を明確にするとともに、職員の居住地も踏まえ作成することとする。

エ 非常態勢に基づく参集訓練等を実施する。

②事業継続計画(BCP)を踏まえた活動態勢の見直し

BCPに基づき、優先度の高い通常業務の継続・再開に向け従事する職員を考慮のうえ応急対策活動を行う態勢を構築する。

③本部長との緊急連絡体制の強化

市長が不在時の発災等の緊急連絡のため配備した衛星携帯電話を活用する。

④新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

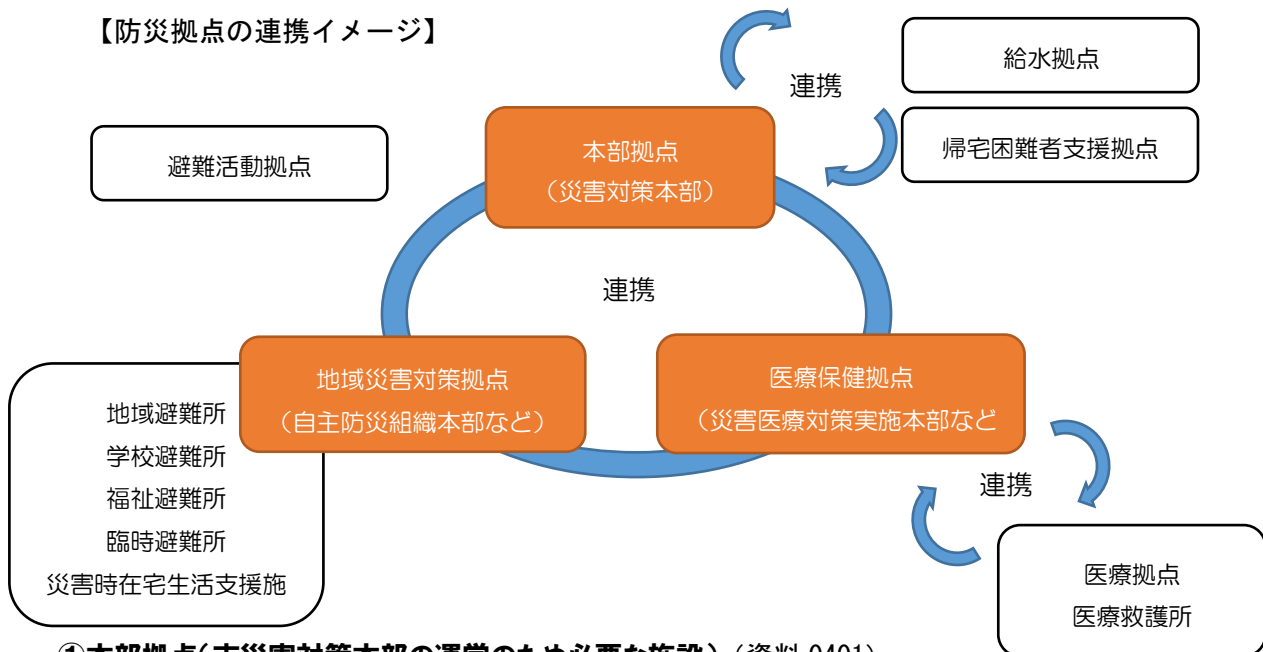
感染症予防対策の観点から、災害対策本部だけではなく、各種会議や物資拠点など人が密集することが想定される場所に置いて、人と人との接触の低減を図り、「三密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）

を避けるよう、レイアウトの見直しや必要な資機（器）材の確保に努める。

（２）防災拠点の整備と充実強化（都市整備部、都市再生部、施設所管部）

各防災拠点については、施設自体の耐震性の向上だけではなく、災害時に必要な業務が実施できるだけの機能を有することが求められる。非常用電源の確保やエネルギー源の分散化、情報通信のインフラ環境の整備など各拠点において実施し、必要不可欠な行政機能、情報通信機能、情報サービス等を確保するため、拠点ごとの機能やその整備手法等について「新都市再生ビジョン（仮称）」において整理し、必要な整備を計画的に進める。

【防災拠点の連携イメージ】



①本部拠点（市災害対策本部の運営のため必要な施設）（資料 0401）

ア 市本部設置施設

区分	主な役割	施設
市民センター 周辺施設	市本部の活動場所	元気創造プラザ総合防災センター・生涯学習センター、 本庁舎、第2庁舎、公会堂、 教育センター 第一中学校体育館
	支援物資の配送拠点又はストックヤード	総合スポーツセンター（メインアリーナ、サブアリーナ）
	遺体収容所（検視・検案、仮安置等）	総合スポーツセンター等
	遺体安置所	
市内施設	ヘリポート	第一中学校校庭、大沢野川グラウンド

イ 市本部補完施設

区分	主な役割	施設
市本部連携施設	災害ボランティアセンター及び同運営本部を設置する施設	元気創造プラザ福祉センター 上連雀分庁舎
	災害時外国人支援センターを設置する施設	国際交流センター
市本部用備蓄倉庫	市本部が活動するための資機（器）材や各地区間の物資の需給バランスを考慮し、供出する物資等を保管する施設	元気創造プラザ倉庫、市民センター倉庫、新川倉庫、三鷹台倉庫、牟礼複合施設倉庫、下連雀倉庫
都市基盤施設	ライフラインの拠点となる施設	水再生センター、ふじみ衛生組合
被災動物保護施設	収容被災動物を一時的に保護する場所	新川テニスコート

②医療保健拠点（資料 0402）

区分	主な役割	施設
保健衛生拠点	災害医療対策実施本部設置	元気創造プラザ総合保健センター
	（医薬品供給活動拠点）	医薬品管理センター
医療拠点	災害拠点病院及び市後方医療施設	杏林大学医学部付属病院
	災害拠点連携病院	・野村病院 ・三鷹中央病院
	災害医療支援病院	・篠原病院 ・井之頭病院 ・長谷川病院 ・三鷹病院 ・東京国際大堀病院
医療救護所	避難所併設医療救護所	各住区に一つの小学校

③地域災害対策拠点（自主防災組織活動や被災市民のための施設）（資料 0403）

ア 避難所設置施設

区分			主な役割	施設
指定避難所	避難所	地域避難所（※）	災害により家に戻れなくなった住民等を 一時的に滞在させる ための施設	コミュニティ・センター 7 施設
		学校避難所		市立小中学校 22 校 （一中は校舎のみ）
		協定避難所		避難所協定締結施設
	福祉避難所		通常の避難所での生 活が困難な方を受入 れる施設	公設福祉施設及び協定締結施設

※自主防災組織本部としても使用する。

イ 避難所補完施設

区分		主な役割	施設
避難所補完	臨時避難所	避難者を一次避難所に収容しきれない場合に応急的に避難所を開設	市立保育園、地区公会堂等の市施設
	地域倉庫	避難所設置・運営に必要な物資を備蓄	地域避難所及び学校避難所など

ウ 災害時在宅生活支援施設

主な役割	施設
在宅避難者のための炊出設備や組立トイレなどを設置	地区公会堂、公園・児童遊園・広場などのうち指定された場所

④帰宅困難者支援拠点（資料 0404）

区分	主な役割	施設
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設	産業プラザ、ネットワーク大学、消費者活動センター（三鷹駅前地区公会堂）、芸術文化センター、創価学会三鷹平和会館
災害時帰宅支援ステーション	帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど

⑤給水拠点（資料 0405）

ア 飲料水給水所

区分	主な役割	施設
給水所給水拠点	配水施設からの飲料水給水	上連雀給水所、三鷹新川給水所
貯水槽給水拠点	耐震性貯水槽からの給水	水道水循環式貯水槽

イ 生活用水給水所

区分	主な役割	施設
生活用水給水所	市が管理する災害対策用井戸及び貯水槽からの給水	一部の市立小中学校、コミュニティ・センター等施設内井戸及び貯水槽
プール	プール水の利用	市立小中学校及びコミュニティ・センターのプール
震災用井戸	震災用井戸に指定した民間井戸	

⑥避難活動拠点（資料 0406）

種類		役割
指定緊急避難場所	広域避難場所 【災害種別】 ・地震 ・大規模な火事	大震災時の大規模な火事等から避難に適するオープンスペースをいう。 【広域避難場所の指定基準】 ・周辺市街地の火災による輻射熱から安全を確保できる有効面積があること。 ・避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。 ・有効面積は、原則として避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間が1人あたり1㎡を確保すること。ただし、感染症が蔓延している状況下では、その倍以上を確保することが望ましい。
	一時避難場所 【災害種別】 ・地震	地震の発生に伴い周辺地域の住民が一時避難を行う場所で、安全確認の後、帰宅又は避難所への移動を行う。
—	一時集合場所	指定緊急避難場所（広域避難場所や一時避難場所）に近隣住民が集団で避難するときに住民が一旦集合するところであり、近隣住民自らがあらかじめ決めておく。
	避難場所協力農地	市と東京むさし農業協同組合とは、災害が発生した場合の協定を結んでいる。

（3）防災訓練等の実施

①市民と地域を対象とした防災訓練

市は、毎年度、三鷹市防災訓練実施要領を作成するとともに、市民と地域の自助と共助の防災力向上のため、地域の自主防災組織が実施する総合防災訓練の支援を行う。さらに、地域や様々な団体・グループ等が防災訓練や防災出前講座等を実施する際には、訓練企画への助言や資機（器）材、非常用食料等の提供、職員の派遣協力等の支援を行う。

②市職員を対象とした訓練

市は、本部の災害対策組織としての能力向上及び市職員の危機管理能力の向上を図るため、市職員を対象とした職員危機管理能力向上研修や安全安心研修、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実動訓練、図上訓練等を実施する。

2. 業務継続体制の確保

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市政の事業継続計画 BCP 等の推進 ○業務継続のための資源確保 ○事業者の事業継続計画 BCP の策定支援
市民・地域	○事業者毎の事業継続計画 BCP の策定
都各局	○都政の BCP に基づいた各局マニュアルの整備
都総務局	○都政の BCP の策定 ○区市町村、監理団体の BCP の策定支援

2-2. 詳細な取組内容

(1) 市政の事業継続計画 BCP 等の推進(全庁)

市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への影響を軽減するためには、地域防災計画に基づく応急対策業務が効果的に展開されるとともに、優先度の高い通常業務を災害時に適時・適切に遂行することが必要である。

市は、震災時に優先的に取り組むべき重要な業務を「非常時優先業務」とするとともに、同業務の遂行に必要な体制や環境等について定めた「三鷹市事業継続計画（震災編）」を平成 24 年 3 月に策定している。

今後は、非常時優先業務のマニュアル化を進めるとともに、防災訓練の実施等における検証とその反映による改善を適宜行っていく。

(2) 業務継続のための資源確保(全庁)

①各部課への防災(危機管理)担当の配置等

市の各部課は、日頃から防災及び危機管理に関する担当者の設置に努め、各部署における事業継続計画 BCP を含む災害対策及び各部課間の防災・危機管理対策上の連携強化を推進する。

②拠点分散化・代替拠点の確保

過去の災害の教訓や本市水害の被災経験を踏まえ、代替拠点の設定と準備を行うとともに、市保有公共施設等（三鷹中央防災公園・元気創造プラザやさんさん館等）を活用し、必要に応じて緊急・仮設的な本部を設置できるよう、拠点の分散化や必要な資機（器）材配備について検討する。

③執務室内の耐震化

事務室内のキャビネット等の転倒・落下・移動防止対策を徹底し、職員の安全対策、通常業務の継続、応急対策スペースの確保等を図る。

④災害対応職員用物資の備蓄

災害対応職員が災害対応業務を円滑に推進するために、ヘルメット、食料、水、毛布、防寒着、地図、合羽、デジタルカメラ、防塵マスク、投光器、拡声器（ハンドマイク等）、災害用トイレ、懐中電灯及び電池、携帯ラジオ等の災害対応職員用の物資の整備・備蓄を行う。また、非常食等の定期的な更新及び備品の定期点検を実施する。

（3）事業者の事業継続計画 BCP の策定支援（総務部、生活環境部）

市は、都と共に、事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画（BCP）の策定を推進するよう働きかけるとともに、必要に応じて BCP 策定のための指導・助言等を行う。

3. 消火・救助・救急活動体制の整備

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○救助・救急活動体制の整備 ○消防団の教育訓練の充実 ○災害時に必要な装備・資機（器）材の充実強化
市民・地域	○自主防災組織を中心とした消火・救出・救助対策の充実
警察署	○災害活動態勢の強化 ○救出・救助対策の充実
消防署	○消防活動態勢の整備・強化 ○救出・救助対策の充実
警視庁	○災害時に必要な装備資機（器）材の整備及び充実強化 ○緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東京消防庁	○災害時に必要な装備・資機（器）材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○航空消防活動体制の整備 ○関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○孤立が想定される地区における救助訓練を実施 ○立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施
自衛隊	○災害派遣計画等の整備
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	○災害時に必要な救難防災用資機（器）材の充実強化
関東地方整備局	○関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した、「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築

3-2. 詳細な取組内容

（1）救助・救急活動体制の整備（総務部、警察署、消防署）

①市の対策

救出・救助活動に必要な大型資機（器）材とそれらを運転できる人材の確保を目的に協定を締結している三鷹商工会や三鷹市建設業協会等が、災害時に市が行う救出・救助活動に全面的な協力を行えるよう、活動態勢や情報連絡体制を整えておく。

②警察署の対策

ア 災害活動態勢の強化

災害時に必要な装備資機（器）材の整備及び充実強化を図り、効果的に資機（器）材を活用した迅速、的確、安全な災害活動ができるようにする。

また、発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施する

とともに、交通規制用資機（器）材の整備を図る。

イ 救出・救助体制の整備・充実

発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助訓練を反復、継続して実施し、署員の災害対処能力の向上に努める。

ウ 救出・救助訓練の実施

関係機関と連携して、救出・救助にかかわる実践的な訓練を引き続き進めていく。

③消防署の対策

ア 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。

イ 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資機（器）材を整備する。

ウ 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資機（器）材を配置する。

エ 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。

オ 救急資機（器）材や消防隊用応急救護資機（器）材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。

カ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。

（2）消防活動態勢の整備強化（消防署）

①常備消防力の整備

ア 消防署においては、所有する消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種活動計画を樹立し、有事即応態勢の確立を図っている。

さらに同時多発性、広域性を有し、通常の消防力では対応困難な地震災害に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）、情報収集二輪車、ヘリコプターの投入等、より機動力を生かした活動態勢の確立を図っている。

イ 地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた消防隊員用救助資機（器）材を整備し、必要に応じて住民が活用できる態勢を取っている。

また、道路周辺建物の倒壊等により、消防ポンプ自動車の活動が困難となることも予想されることから、可搬式動力ポンプを配備している。

（3）消防団態勢の強化（総務部、消防団、消防署）

消防団員は、災害時、消防署等と連携し消防活動に従事するとともに応急救護等を行い、また、平時は地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練、指導を行うなど地域防災の中核として重要な役割を担っている。

今後は、活動資機（器）材・装備の充実と適正管理の強化を図るとともに、災害時の通信技術の強化及び携帯電話等の更なる活用による情報収集や参集方法を充実させ、地域の自主防災組織等との連携を図ること等により、非常時の迅速な活動態勢の確立及び地域防災力向上に努める。

また、災害時における消防団の消防・防災活動の強化・充実を図るため、団や各分団での訓練のほか

消防訓練所との連携により教育訓練を実施し、消防団員の技術の向上と資質の練磨を図っていく。

①教育訓練の充実（総務部、消防団）

災害現場での救命救護技能を高めるため、消防団を対象として救命技能取得を推進するほか、市による消防団の教育訓練の充実を図る。

②活動態勢の強化（総務部、消防団、消防署）

- ア 火災対応や救助活動を実施するため、活動に必要な救助資機（器）材等を整備する。
- イ 各種資機（器）材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- ウ 消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- エ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- オ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災時等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- カ 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

（4）災害時に必要な装備・資機（器）材の充実強化（総務部）

市内の公共施設等へ配備しているジャッキやバール、ノコギリ等自主防災組織や消防団等地域での救出・救助活動に必要な工具セットや担架等を配備するとともに、その管理の徹底を図る。

4. 広域連携体制の構築・強化

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○受援体制の整備・強化 ○応援協力体制及び関係機関との連携体制の強化 ○自衛隊との連携体制の強化 ○ボランティア等との連携体制の強化
消防署	○ボランティア等との連携体制の強化
社会福祉協議会	○ボランティア等との連携体制の強化
自衛隊	○市との連携強化
関係機関	○相互応援協定等の締結 ○災害時受援応援計画の策定 ○区市町村の災害時受援応援計画等の策定支援
都総務局	○相互応援協定等の締結 ○災害時受援応援計画の策定 ○区市町村の災害時受援応援計画等の策定支援

4-2. 詳細な取組内容

（1）受援体制の整備・強化（全庁）

① 応援職員等の受入体制の整備

- ア 自治体及び関係機関からの応援職員の受入に備え、災害時の優先業務や支援を受ける事が可能な業務内容の整理等を行うとともに、受援担当の職員や長期的な滞在場所・施設の候補地について取り決めておく。
- イ 日頃から支援する側との連絡調整体制を準備するとともに、被災時に必要としている物資などの情報や支援者の活動に有益な情報、あるいは支援する際に避けてほしいことなどについて、積極的かつ的確な情報発信を行う体制を整備する。
- ウ 他自治体との間には、以下のような幅広い交流関係を作るよう努める。
 - （ア）災害支援に限らない、日常的な交流を伴う関係
 - （イ）地域的に広がりを持つ、複数自治体との交流
 - （ウ）自治体職員だけでなく、多くの市民が参加する交流
- エ 他の自治体や企業、ボランティア団体やNPO等支援する側も参加する実践的な訓練を実施し、支援する側との協力関係の構築や調整方法の確認を行う。

② 応援職員等の活動スペースの確保

市内の利用可能なオープンスペースを国及び都並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確立するとともに、活動拠点やアクセス機能の整備について、関係機関と連携し取り組む。その際、感染症予防の観点から、応援職員の受入れに際して、執務スペースについて密にならないよう適切な空間を確保できるよう配慮する。

③ ヘリコプター活動用施設の整備

- ア 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- イ ヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や都及び関係機関と連携して行う。
- ウ 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たすヘリサインの整備を図る。ヘリサインの設置に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

（2）応援協力体制及び関係機関との連携体制の強化（総務部）

① 自治体等との連携体制の強化（資料 0407）

大規模かつ広域的な災害にも対応できるよう、都内又は周辺県内の区市町村だけでなく、遠方の自治体や団体等との災害時応援協力協定等の締結を推進するとともに、姉妹市町等、協定締結市町村との災害時の協力体制の構築を図る。

② 民間応援協力団体の拡充（資料 0408）

災害時応援協定締結団体を拡充し、災害対策の強化を図る。

③関係機関との連携体制の強化

協定を締結している関係機関とは、定期的に連絡し、協定内容や連絡方法等の確認を行い、災害時に速やかに協定項目を実施できるよう、連携体制の充実強化を図る。

④自衛隊との連携体制の強化

ア 災害発生時において、応援要請に基づく自衛隊の活動が円滑かつ迅速に行われるよう、日頃から自衛官の募集事務への協力等、自衛隊との連携に努めるとともに、連絡体制及び自衛隊に提供する市の情報資料等について整備しておく。

イ 市と自衛隊と連携した実践的な防災訓練の実施や総合防災訓練への自衛隊の参加等により、市の地勢を踏まえた部隊派遣の実現につなげていくとともに、相互の連携を強化する。

（3）ボランティア等との連携体制の強化（総務部、健康福祉部、社会福祉協議会）

①ボランティア等との連携促進

災害時の迅速な災害ボランティアセンター設置及び運営のための訓練を実施するとともに、ボランティアの活動を円滑かつ効果的に行えるための仕組みの構築を図り、受援体制を整備していく。また、社会福祉協議会を中心として、市内の NPO やボランティア活動団体との災害時ボランティアネットワークの構築に努める。

②登録ボランティアの充実（資料 0409）

震災時のボランティア活動のうち、災害対策活動に直接結びつき、一定の知識、経験や特定の資格など特殊技能が必要とされるものがある。特に、専門的な知識が必要となる医療・保健・福祉・建築・語学等の分野についての、災害時の円滑な活動態勢を支える人財の確保に向けた仕組みづくりについて検討を進める。

ア 都登録ボランティア

（ア）応急危険度判定員

（イ）被災宅地危険度判定士

（ウ）語学ボランティア

（エ）建設防災ボランティア

イ 東京消防庁災害時支援ボランティア

ウ 赤十字ボランティア

③受援力強化に向けた市民等の意識啓発

市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高めるための以下の取組について啓発を行う。

ア 土地勘のないボランティアに提供するための地域情報の整理。

イ 災害ボランティア活動を盛り込んだ実践的な防災訓練の実施。

ウ ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の推進。

エ 多数集結するボランティアに対応するため機能の充実強化を図るため、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施やマニュアルの見直しを社会福祉協議会と連携して進める。

オ 市は、効率的にボランティアを受け入れるため、防災パンフレットの作成・配布や防災情報をホームページに掲載するなど受援のための広報手段（受援広報）を取り決めておく。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- 1 初動態勢
- 2 消火・救助・救急活動
- 3 応援協力・派遣要請
- 4 防災拠点の確保・調整

1. 初動態勢

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（全庁）	○市の活動態勢
市民・地域	○地域の活動態勢
消防団	○災害活動態勢
警察署	○災害活動態勢
消防署	○震災消防活動態勢
都本部	○本部長室の構成 本部長室は、次の者をもって構成する。 ・災害対策本部長 ・災害対策副本部長 ・災害対策本部員 ○本部長室の所管事務 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 ・都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること ・避難の指示に関すること ・災害救助法の適用に関すること ・区市町村の相互応援に関すること ・局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること ・政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること ・公用令書による公用負担に関すること ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること ・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

1-2. 詳細な取組内容

（1）市の活動態勢（全庁）

①市の責務

市は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害対策活動の中

核を担う防災機関として、法令、都地域防災計画及びこの市地域防災計画の定めるところにより、他の市区町村、都及び防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全ての機能を發揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

②活動態勢

- ア 市は、上記の責務を遂行するため必要がある場合は、市災害対策本部（市本部）を設置し、災害応急対策の実施を図る。また、本部長は、必要に応じ各防災機関に対し、本部派遣員の派遣を求める。
- イ 市本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市本部が設置された場合に準じて対応する。
- ウ 市内に災害救助法が適用されたときは、法に基づく救助活動を実施する。

③市本部の組織及び運営（資料 0410・0411）

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 31 号）及び災害対策本部条例施行規則（平成 13 年規則第 5 号）の定めるところによる。

なお、市本部は、市議会において市本部を支援するために設置する三鷹市議会災害対策支援本部と連携・協力を図るものとする。

④開庁時(勤務時間内)の初動態勢

地震が発生した場合は速やかに次の措置をとり、初動態勢の確立を図る。

ア 地震情報の把握及び周知等

防災課は、直ちに計測震度計や都防災行政無線により市や市周辺の震度を確認するとともに、テレビ、ラジオを視聴して地震情報の収集に努め、庁内放送等により市職員に周知する。

なお、計測震度計等が震度 5 強以上を記録した場合は、市本部が自動的に設置されることになっているため、庁内放送等により優先度の高い通常業務の継続を図るとともに、指示された応急対策を行うよう伝達する。また、都、関係機関、市民等に対して市本部を設置した旨について広報情報班と連携して通知する。

イ 被害状況の把握

（ア）施設の被害状況

庁舎全体については、本部施設班及び建築物班が調査し、課内や各課所管施設については各課で調査を行う。

（イ）関係機関からの収集

指令情報班は、関係機関から火災発生状況、交通情報、ライフラインの被害状況等の情報のほか、関係各機関の応急活動状況を集約する。

（ウ）被害調査の実施

被害調査班を派遣して市内の被害状況を調査するとともに、消防団、自主防災組織からの情報収集も行う。

（エ）被害状況等の集約

収集した地震情報や被害状況等は、本部運営部長に集約し、本部長に報告する。

ウ 非常配備態勢の指令

本部長は、本部運営部長の報告等により、震度及び災害の状況に応じた適切な非常配備態勢を、本部運営部長を通じて該当配備職員に指令する。

なお、災害の状況によっては、特定の対策部班に対してのみ非常配備態勢の指令を発したり、異な

る非常配備態勢をとる場合もある。

【震災時活動態勢（開庁時）】

態勢名	震度	態勢	動員数
震災第一活動態勢	震度 5 弱	1 被害状況等の情報収集 2 被害の発生を防御するための措置の強化 3 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備 4 通信情報活動	職員の 20%以上
震災第二活動態勢	震度 5 強	1 震災第一活動態勢の強化 2 局地災害に直ちに対処できる態勢	職員の 50%以上
震災特別活動態勢	震度 6 弱以上	本部の全力をもって対処する態勢	全職員

エ 広報の実施

広報情報班は、防災行政無線により市民に対して地震情報、火災・余震に関する注意事項等の広報を行う。

オ 学校教職員の活動態勢について

原則として、児童・生徒の安全確保業務等に従事することとし、各学校の対応状況を踏まえ、可能な範囲で学校避難所の開設・運営業務に従事する。

カ 会計年度任用職員等の応急対策等への従事

会計年度任用職員等は、勤務中に災害が発生した場合については、あらかじめ任用時に確認した労働条件に基づき、勤務終了時間まで業務（通常業務又は応急対策業務）に従事することとする。

⑤閉庁時（休日・夜間等）の初動態勢

ア 震度に応じた非常参集態勢

閉庁時（休日・夜間等）に地震が発生した場合は、震度によって職員の初動対応が異なるため、テレビ、ラジオ等の視聴により三鷹市の震度を確認し、該当配備職員は自主参集する。

なお、災害の態様によっては、本部長から通常と異なる非常参集態勢が指令されることがあるため、職員連絡メールや所属長等からの緊急連絡については、必ず回答する。

【震災時参集態勢（閉庁時）】

態勢名	三鷹市の震度	参集目標人員
震災非常参集態勢	震度 5 弱	全職員の 50%以上
震災特別非常参集態勢	震度 5 強以上	全職員

（ア）市内で被害が発生した場合には、防災課職員は速やかに参集し、被害状況を把握するとともに、総務部長又は危機管理担当部長を通じて市長に配備態勢を具申する。

（イ）閉庁時に震度 5 弱の地震が発生した場合には「震災非常参集態勢」が敷かれるため、全職員の 50%以上が参集し、情報収集等の初動活動を実施する。

防災課職員は、速やかに参集して関係機関、消防団、自主防災組織等から地震情報、被害状況等を収集し、総務部長又は危機管理担当部長に報告する。

市長は、電話等により総務部長又は危機管理担当部長と情報交換し、市内外の被害状況によっ

ては開庁時の配備基準に基づき非常配備態勢を指示する。

（ウ）閉庁時に震度5強以上の地震が発生した場合には「震災特別非常参集態勢」が敷かれるため、全職員はあらゆる手段を尽くして、各配備場所に参集して初動活動を実施する。

イ 参集途上の措置

（ア）職員は、参集途上の災害状況や参集施設の被害状況を把握し、速やかに市本部に災害情報システムにより報告し情報の共有を図る。災害情報システムが使用不能の場合には、情報伝票（様式2）を使用して報告することとする。

（イ）職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において人命等に関わる緊急事態に遭遇したときは、周囲に協力を求めるとともに可能な範囲において人命救助等適切な措置を講じてから参集する。短時間（15分以内）で対応が不可能な場合には、警察・消防等に救助要請をする約束をし、参集することを優先する。

ウ 被害状況の把握

参集職員の報告や関係機関等からの情報により被害状況を把握する。

エ 非常配備態勢の指令

開庁時の対応のとおり

オ 学校教職員の非常配備態勢

市職員に準じた非常参集態勢をとることとし、参集後は学校避難所の開設・運営業務に従事するものとする。

カ 会計年度任用職員等の応急対策等への従事

会計年度任用職員等は、可能な限り出勤し、業務（通常業務又は応急対策業務）に従事することとする。

⑥市災害対策本部の設置

ア 設置基準

市は、次の基準に該当する場合には、市災害対策本部（市本部）を設置し、防災機関等と連携、協力して応急対策を実施する。

【市本部の設置基準】

- ・市内に大規模な災害が発生し、又は大規模な災害のおそれがある場合
- ・市内に震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ・警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合
- ・その他市長が必要と認める場合

イ 設置場所

（ア）市本部は、元気創造プラザ5階の総合防災センターに設置する。元気創造プラザ5階総合防災センターが使用できない場合は、被災程度の軽少な庁舎に市本部を設置する。

なお、本部設置場所は、建物に被害が認められる時には、建築物班による応急危険度判定による安全確認後に確定することとする。また、感染症予防対策の観点から、人と人との接触の低減を図り、「三密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）をさけるよう設営する。

（イ）元気創造プラザや市庁舎等の市施設が被災し使用不能となった場合は、防災関係団体、民間等の施設を借用し緊急仮設本部を設置する。なお、建物等の借用が困難な場合は、野外テントを活用する。

ウ 市災害対策本部設置の周知

市本部を設置した場合には、速やかに次の措置をとる。

（ア）市災害対策本部設置場所の正面玄関に「三鷹市災害対策本部」の標示を掲出する。また、市役所の正面玄関に近い安全な場所に市災害対策本部設置場所の案内標示を掲出する。

（イ）本部運営部長（総務部長）は、指令情報班長（防災課長）などに命じ、本部運営部及び本部情報部により、各防災機関へ本部設置を連絡通知する。

エ 市災害対策本部の廃止

（ア）市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

（イ）市本部の廃止の通知等は、市災害対策本部の設置に準じて処理する。

⑦市災害対策本部の組織及び運営

ア 市災害対策本部の組織

（ア）市本部は、本部会議、部及び班をもって構成する。ただし、市本部設置後、参集者が少なく部班態勢がとれない場合は、部単位で対応する。

（イ）本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

【本部会議の構成員】

本部会議	本部長	・市長
	⇒市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。	
	副本部長	・副市長、教育長
	⇒本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。	
	本部員	・各部部长、各部部长職、総務部防災課長 ・消防団長 ・その他本部長が指名する者
	⇒本部長の命を受け、本部会議において市の災害対策に関する重要事項の審議等を行う。	
	本部連絡員	必要に応じ、各部長が部員の内から1名を指名
	⇒本部会議と各対策部との連絡を行う。	

（ウ）本部長の職務代理者の決定

市長が発災時に登庁困難な場合、又は登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の内から次の順位に従い職務代理者を決定し、市長が登庁するまでの間、職務代理者が本部の設置等職員の指揮をとる。

【職務代理者の順位】

第1順位	副市長（副本部長）※総務部担当副市長を優先
第2順位	教育長（副本部長）
第3順位	部長（災害対策本部員）の中の参集筆頭者

（エ）防災機関や協力団体等と応急対策活動の内容等の連絡調整が必要な業務について、必要に応じて市本部内に調整会議を設置し、対応する。

（オ）応急対策活動のうち防災機関や協力団体等と協力連携して実施する業務については、その活動を円滑に遂行するため、必要に応じて市本部内に副本部長又は部長を長とする実施本部を設置し、対応する。 例：災害医療対策実施本部、応急危険度判定実施本部など

イ 組織及び分掌事務

市本部の組織及び各部・班の分掌事務については、第1部総則の【三鷹市の業務大綱】のとおりである。

ウ 参集状況による応急対策活動態勢

大地震発生後、市の態勢は職員の参集状況に従い、本来の部班態勢が構築されるまでの間、部態勢を基本に柔軟に対応するものとする。

（ア）職員の参集開始直後で参集者数が非常に限られた参集初期における部態勢をとり、参集筆頭者の指示により、情報収集、人命救助、本部設営準備等の緊急性が非常に高い応急対策活動を最優先に行う。

（イ）多数の職員が参集し、通常の部班を編成した参集後期には部班態勢により本格的な応急対策活動を行う。

エ 市災害対策本部の運営

（ア）本部会議は、原則として元気創造プラザ5階総合防災センター災害対策本部室に開設し会議を開催する。

（イ）本部会議を開設するために必要な措置又は庶務は指令情報班が行い、本部会議開設後は、本部運営部長が運営を統括する。本部会議が会議を開催する際の連絡・会議の運営及び記録は、本部会議班において行う。

（ウ）災害対策に係る重要事項は、本部会議において審議することとし、主に次の事項について市本部の基本方針を決定する。

なお、本部会議での決定事項は、本部連絡員等を通じて対策部員に伝達する。

【本部会議審議事項】

- ・ 災害対策の総合的調整に関すること。
- ・ 本部の非常配備態勢及び廃止の指示に関すること。
- ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・ 避難指示等に関すること。
- ・ 緊急の災害応急対策方針に関すること。
- ・ 災害救助法適用の申請に関すること。
- ・ 都及び他市区町村への応援要請の決定に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ・ その他重要事項に関すること。

（エ）本部長の方針を徹底する場合、また次のような場合には必要により部・班長会議を開催する。

- a 本部会議の決定事項で、各班長にまで周知すべき事項がある場合
- b 本部会議の決定事項で、実際の運営上の問題調整を部・班間で行う必要がある場合
- c 参集職員が不足し、部単位で活動する場合

オ その他災害対策本部活動については、災害対策本部運営マニュアルによることとする。

カ 災害情報の収集、伝達及び災害対策の意思決定については、災害情報システムを活用し、迅速かつ的確に進めることとする。

⑧要員の任命

災害応急対策の中で特定の業務を行う班については、必要に応じて事前に災害対策要員の職員を任命する。

この災害対策任命職員は、発災時には、所属部署が属する班の業務ではなく、任命された班の業務を行うものとする。

ただし、任命業務が終了した場合には、所属部署の班業務を行う。

【災害対策任命職員の例】

名称	所属	備考
建築物対策任命職員	建築物班	応急危険度判定有資格者

⑨災害対策従事職員の支援

職員配備班は、発災後、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ等に休憩・宿泊スペースを確保し、水、食料等の必要物資を配布する。

（2）地域の活動態勢

①自主防災組織本部の設置

災害時には各自主防災組織において、コミュニティ・センターに地域の災害対策活動の拠点となる自主防災組織本部を設置する。

②自主防災組織本部の災害活動

自主防災組織は、地域の災害対策活動の要として、三鷹市自主防災組織震災時活動マニュアルに基づき、地域内の状況把握に努め、収集した情報を集約の上、市本部との通信を最優先に応急対策活動を行う。

（3）消防団の活動態勢

①消防団指揮本部の設置

災害時には消防団指揮本部を三鷹中央防災公園・元気創造プラザ5階総合防災センターに設置する。

②消防団の災害活動

消防団は、地域に密着した消防機関として、消防署と緊密に連携し、消防団震災活動要領に従い、火災その他の被害に対し、現有装備を活用した消防・防災活動を行う。

ア 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

イ 災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

ウ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊と連携して、建物等の消火活動を行う。

エ 消防団重機隊による道路障害物の除去を行い、緊急通行車両の通行及び避難路確保を行う。

オ 救助器具等を活用し、地域住民との協働により救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、避難誘導を行う。

（４）警察署の活動態勢

①活動態勢

ア 地震による災害が発生した場合、市内の防災機関の核となる警察署は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力する。

イ 災害対策上、初期段階で極めて重大な消防・危険物対策、救出・救助活動、警備・交通規制、市民の避難態勢の確立等については、市をはじめとする各機関が互いに情報を交換し、それを共有化しながら、連携して対応することが必要である。このため日頃からの連携を強めるほか、災害発生時にあつては次のような対策をとる。

（ア）市の防災無線等の通信手段を使い、初動段階よりそれぞれが把握した被害情報や各機関の活動状況について相互に情報交換を行う。

（イ）市本部に本部派遣員の派遣を求め、市本部との連携態勢の確立を図る。

ウ 前記の責務を遂行するため現場警備本部を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。（資料 0412）

②秩序維持活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、警察は総力をあげて、速やかに市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締りその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

ア 災害が発生した場合の警察任務は、被害の実態把握と各種情報の収集、被災者の救出救助及び避難誘導、行方不明者の捜査及び調査、死体の見分（検視）、交通規制、公共の安全と秩序の維持（特に義援金詐欺等の震災便乗犯罪への注意喚起等の広報）などとする。

イ 大地震により災害が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部が設置されるほか、方面本部、警察署にはそれぞれ警備本部が設置される。警察署にあつては、前記①の「警察署の活動態勢」のとりの現場警備本部を設置して指揮体制をとり警備態勢を確立する。

ウ 必要最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たる。

エ あらかじめ定められた「震災警備実施計画書」に基づき、被害実態の把握、救出・救護、避難・誘導、交通規制及び治安維持活動等の必要な措置をとる。

（５）消防署の活動態勢

地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。消防署は、消防団等の関係機関と連携し、その全勢力をあげて消防活動にあたり、大震災から市民の生命、身体、財産を保護する。

①震災署隊本部等の設置（資料 0413）

消防署は、東京消防庁が発令する震災配備態勢又は震災非常配備態勢に基づき、署隊本部の機能を強化し、震災消防活動基準に基づき消防活動を実施する。

②配備動員態勢（資料 0414）

ア 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

イ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

ウ 非常招集

（ア）震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参加する。

（イ）震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。

③震災消防活動

震災配備態勢及び震災非常配備態勢発令時には、部隊を増強し、震災消防活動を行う。

2. 消火・救助・救急活動

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（全庁）	○救出・救助活動
消防団	○消火・救出・救助活動
都本部	○救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出・救助統括室を開催し、調整を図る。
警視庁	○救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○救出救助活動に当たっては、重機類等装備資機（器）材等を有効に活用する。 ○救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 ○航空救助部隊を編成する。
東京消防庁	○災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を投入する。 ○警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ○消防ヘリコプターを活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。

2-2. 詳細な取組内容

（1）市本部の救出・救助活動（市本部）

①救出・救助活動体制

ア 各防災機関との情報交換、また市職員による被害状況報告等により災害状況の把握に努め、各機関との連携体制の確立、自衛隊等への応援要請、消防団、自主防災組織への指示や連絡体制の確立にあたる。

イ 救助・救出活動に必要な重機、資機（器）材等について、商工会など関係事業者との協定等に基づ

き迅速な調達を図り、実効性のある活動を支援する。

ウ 都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施する。

エ 市内に災害救助法が適用されたときは、法に基づく救助事務を行う。

②救出・救助活動の連携体制

ア 救出・救助活動の考え方

救出・救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。特に、ガレキ等に閉じ込められた者の救出は、初めの3日程度で有効な活動を展開することが、非常に大切になってくる。

それだけに、各機関が日頃からどのように救出・救助活動を行うかのマニュアルを作成し、訓練を積むことはもとより、それらの連携についても共通認識を持ってあたる必要がある。

イ 救出・救助活動の段階と流れ

救出・救助活動のあり方を大別すれば、次のような段階が想定される。

（ア）家族や近隣住民による活動

（イ）自主防災組織や消防団員など地域に根ざした防災組織による活動

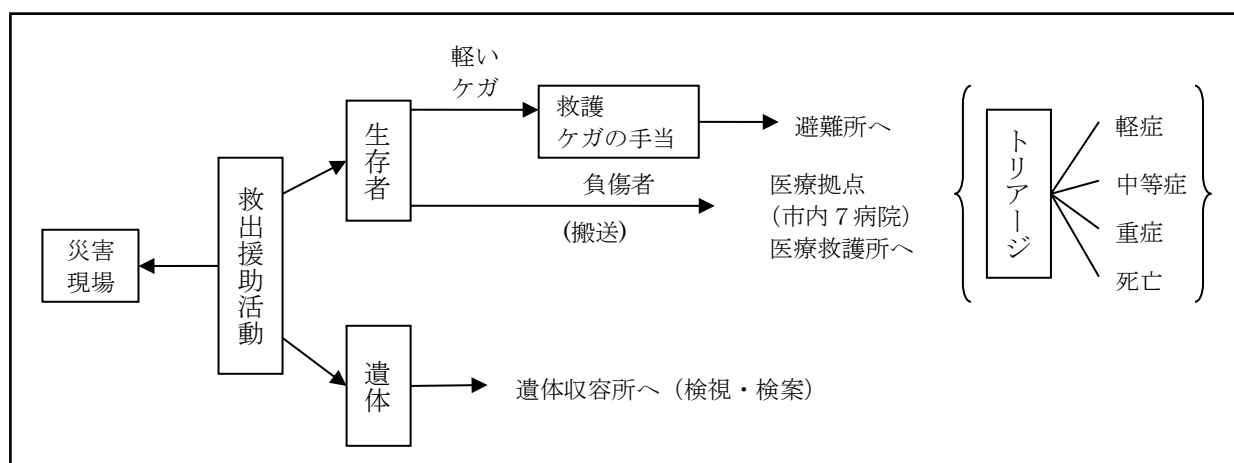
（ウ）警察署・消防署等市内の防災機関による活動

（エ）自衛隊や災害救助隊など災害規模が大きい場合の応援要員による活動

③負傷者対応の一連の流れ

救出・救助された負傷者への対応については、救出・救助の現場における各防災機関の連携とともに、その後の被災者の搬送（救急搬送・遺体搬送）及び医療救護や検視・検案体制との連携も極めて重要であることから、これらの連携も図りながら活動を進めていく。

【震災時負傷者対応の流れ】



（2）消防団の消火・救出・救助活動

ア 震災時には、震災活動要領に基づき市本部の指示により活動する。各分団は、地震発生直後、市本部との連絡不能の場合は直ちに所轄地域内の消火、救助、危険排除活動等を行うとともに、団本部員を団本部に派遣する。

イ 正副団長は、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ5階総合防災センターに団本部を設置し、市本部、警察署、消防署等と緊密に連携し、分団に活動指示を行う。

（3）警察署の救出・救助活動

- ア 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に署員を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- イ 救出した負傷者は、重傷者の順に連やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。
- ウ 救出・救助活動にあたっては、重機類等装備資機（器）材等を有効に活用する。
- エ 救出・救助活動を速やかに行うため、第一時交通規制及び第二次交通規制を実施する。
- オ 消防署、消防団、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救助に万全を期す。

（4）消防署の消火・救出・救助活動

地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。消防署は、消防団等の関係機関と連携し、その全勢力をあげて消防活動にあたり、大震災から市民の生命、身体、財産を保護する。

3. 応援協力・派遣要請

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、地域支援班、福祉支援班）	○自衛隊の災害派遣要請 ○防災関係機関への応援要請 ○民間団体への応援要請 ○ボランティア活動との連携
消防署	○東京消防庁災害時支援ボランティアによる支援 ○消防相互応援協力
都本部	○他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する ○他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施 ○地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
自衛隊	○部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知
防災機関	○知事に応援又は応援のあっ旋を求める。 ○防災機関相互の応援協力について実施 ○災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼 ○いとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。

3-2. 詳細な取組内容

（1）自衛隊の災害派遣要請（指令情報班、都知事）

- ア 本部長は、市の地域に係る災害の防除及び救護活動等が市の態勢では十分に行い得ないと認めた場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。
- イ 知事に対し派遣要請ができない場合は、その旨及び市の地域内に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。（災害対策基本法第68条の2）

①災害派遣の方法と範囲

ア 知事の要請による災害派遣

- （ア）災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- （イ）災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- （ウ）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請した結果、派遣される場合

イ 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- （ア）災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- （イ）災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- （ウ）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- （エ）災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- （オ）災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- （カ）庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

②自衛隊に対する災害派遣要請手続き

ア 要請手続

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総務局総合防災部）に自衛隊の派遣要請を要求する。緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等により知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

- （ア）災害の情况及び派遣を要請する理由
- （イ）派遣を希望する期間
- （ウ）派遣を希望する区域及び活動内容
- （エ）その他参考となる事項

【緊急の場合の通報先】

部隊等名 (駐屯地名)	連絡責任者及び電話番号	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第1 後方支援連隊 (練馬)	第3 科長又は通信施設整備幹部 03 (3933) 1161 内線 2403・2436	部隊当直司令 03 (3933) 1161 内線 2405

イ 災害派遣部隊の受入態勢

(ア) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう、重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

(イ) 作業計画及び資機（器）材の準備

防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平時より計画しておくとともに、防災関係連携機関等の協力のもと、必要な資機（器）材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

(ウ) 連絡員の配置

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう、部隊の誘導及び市災害対策本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配置するものとする。

(エ) 仮泊地

派遣部隊の仮泊地は、派遣部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、都本部と協議、調整のうえ、その都度決定するものとする。

(オ) ヘリコプター発着可能地点（資料 0415～0418）

市内のヘリコプター発着可能地点は、資料のとおりである。派遣部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、都本部と協議、調整のうえ選定し、派遣部隊に連絡する。

ウ 作業派遣部隊の撤収要請

知事は、作業派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう関係する機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整班と協議して行う。

エ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

(ア) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機（器）材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(エ) 天幕等の管理換に伴う修理費

(オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

③災害派遣部隊の活動範囲（資料 0419）

自衛隊の災害派遣隊の活動の区分及び活動内容の範囲は、おおむね災害派遣部隊の活動範囲のとおり

とする。

（2）防災関係機関への応援要請（指令情報班）

大規模な災害が発生し、市だけでは十分な応急対策等の実施ができないと判断した場合は、速やかに防災機関に応援を要請し、被害の拡大防止又は軽減を図る。

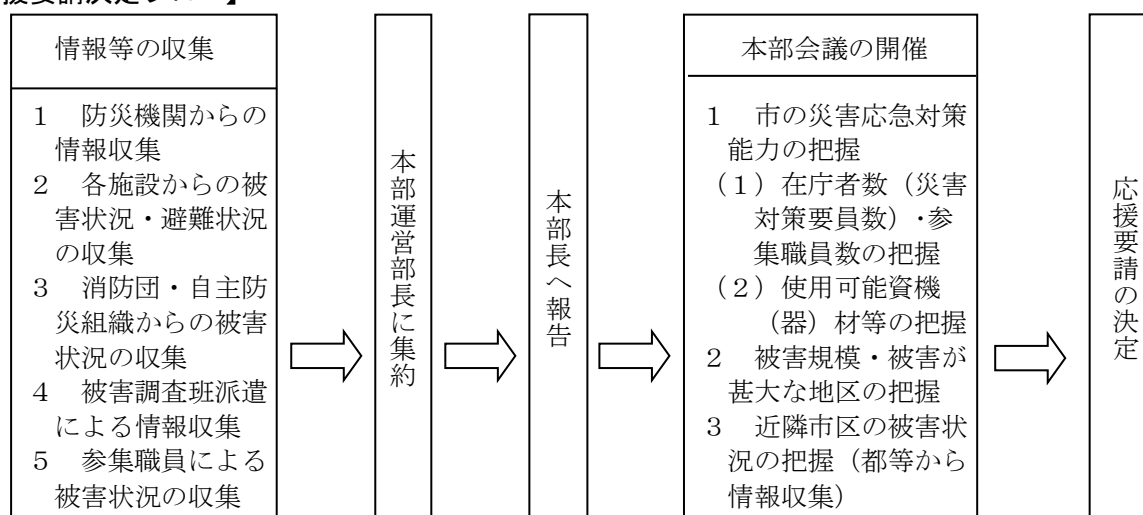
①防災機関等との連携

- ア 市が災害対策本部を設置した場合、防災機関は、必要に応じて市本部との緊密な連携の確保のために、市本部に連絡員を派遣する。
- イ 本部長は、必要と認めるときは、連絡員を防災機関に派遣する。
- ウ 災害時応援協定に基づき応急対策を実施するような場合には、応援協定機関の代表者も含めた全機関会議を開催し、市の応急対策についての情報提供や活動要請、各機関の活動状況・態勢などを把握・共有化する場として活用する。

②応援要請の決定

被害が甚大な場合は、防災機関からの情報、各施設からの被害状況報告、また被害調査班派遣による情報等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本市の現状を把握して応援要請の必要の有無等を決定する。

【応援要請決定フロー】



③応援要請の実施

ア 知事への応援又は応援のあっ旋要請

本部長が知事、防災機関等に次表に掲げる応援又は応援のあっ旋を求める場合は、都総務局（総合防災部災害対策課）に対し、口頭又は電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

【知事への応援及び応援あっ旋要請の概要】

要請の内容	備考
被災者の他地区への移送要請	
都各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請のあっ旋を求める場合	災害対策基本法第68条の2 自衛隊法第83条 (本章「自衛隊への災害派遣要請」参照)

他市区町村又は防災機関の応援要請のあつ旋を求める場合	災害対策基本法第 67 条
防災機関の職員の派遣のあつ旋を求める場合	災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
日本放送協会及び民間放送局の放送依頼のあつ旋を求める場合	災害対策基本法第 57 条

イ 都以外の機関に対する要請

他市区町村、指定地方行政機関等都以外の防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

- （ア）災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）
- （イ）応援を希望する機関名
- （ウ）応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- （エ）応援を必要とする場所、期間
- （オ）応援を必要とする活動内容
- （カ）その他必要な事項

ウ 相互応援協定等に基づく応援要請

本市は、次の地方公共機関と災害時の応援協定を締結している。本部長は、応援が必要と判断した場合には速やかに状況に応じた応援協定締結先に応援を要請する。

- （ア）都市町村との震災時等の相互支援に関する協定
多摩地域市町村においては、災害時に相互に応援を行うための協定を締結している。
- （イ）姉妹市町災害相互応援協定及びその他友好市町村との相互応援
市は、災害相互応援協定を姉妹都市である福島県矢吹町及び兵庫県たつの市と締結している。
また、その他の友好市町村とは友愛精神に基づき、災害発生時には相互に応援するよう努めることとしている。
- （ウ）消防相互応援協定
本市は、市域内に火災又は集団災害等が発生した場合に、被害を最小限に防止するため、消防相互応援協定を近隣の武蔵野市、府中市、調布市及び小金井市と締結している。
- （エ）応急対策職員派遣制度の活用
全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する仕組みである同制度を活用し、応援職員の確保を図るとともに、必要に応じて市自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に総務省に対し、災害マネジメント総括支援員の派遣を要請する。

④経費の負担

国、都及び他市区町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第 18 条の規定による。

防災機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画及び協定等に定めるもののほかは、財務

情報班がその都度又は事前に協議して定める。

（3）民間団体への応援要請（指令情報班、地域支援班）

震災時に発生する建築物の倒壊、道路の損壊、水道・LP ガス・下水道施設の損傷、火災の発生等様々な障害に対応するには、市や他市区町村の応援等行政の力だけでは困難で、民間団体や公共的団体の積極的な協力が必要である。

市は、区域内又は所掌事務に関係する民間団体等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力態勢の確立に努めるものとする。

① 応援協定等に基づく応援要請

本市は、民間団体等と応援協定や覚書を締結している。災害発生時には、速やかに応援協定締結団体等に通知し、市が必要とする品目、必要業務の協力を要請する。

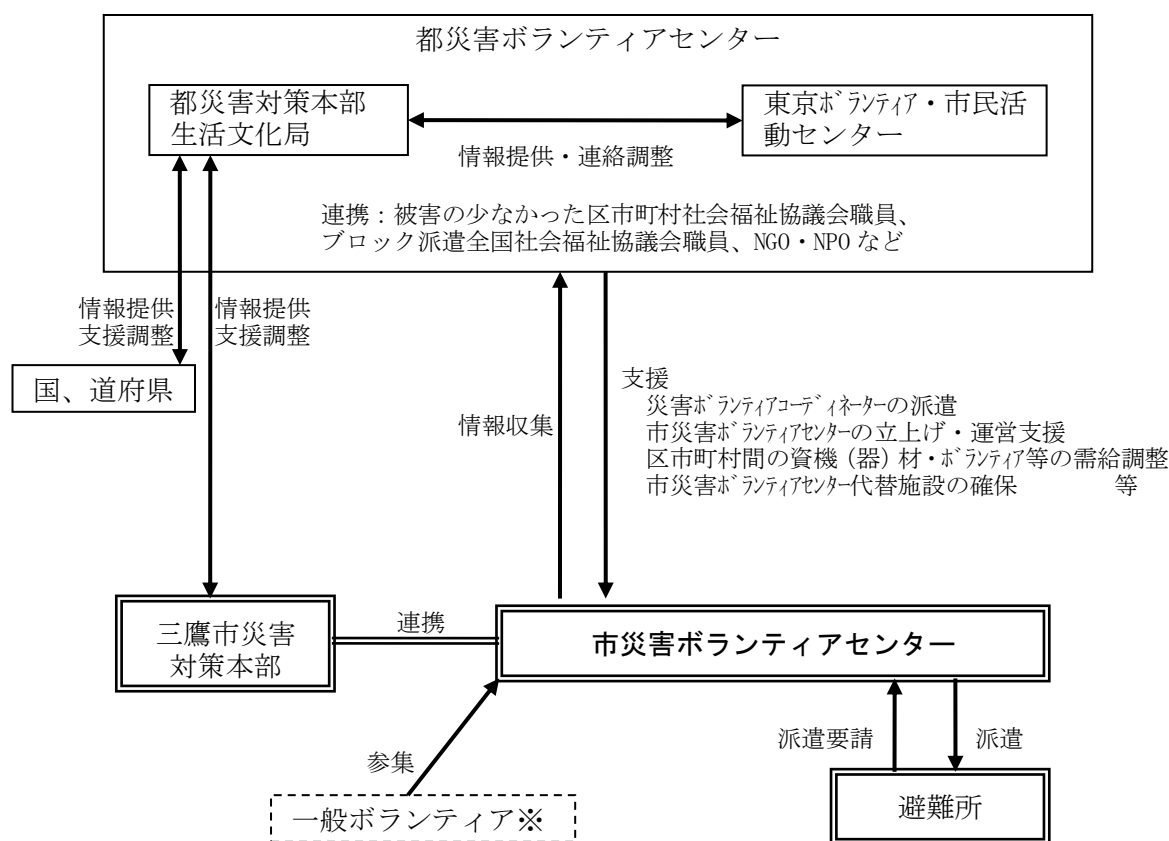
協力団体等が市に協力した場合の補償及び経費負担については、各計画及び協定等に定めるもののほかは、その都度又は事前に協議して定める。

② 町会・自治会等への協力要請

被害が甚大であると予測できる場合には、各地区の被害状況の収集、報告等、発災直後から協力の必要となるため、直ちに、関係部課を通じて町会・自治会、住民協議会などの団体への協力要請を行うものとする。

（4）ボランティア活動との連携（福祉支援班、社会福祉協議会）

【ボランティア受け入れ派遣の流れ】



※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営やがれき撤去等）ボランティア

① 社会福祉協議会との連携

市と社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動に関する協定を結び、ボランティアへの支援活動を行うことになっている。社会福祉協議会では、この協定に基づき、「みたか災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定し、市内で震度6弱以上の地震が発生した際に設置する市災害ボランティアセンターの運営方法などを定めている。

② 災害ボランティアセンターの設置

ア 災害ボランティアセンターの設置

市に震度6弱以上の地震が発生した場合、市と社会福祉協議会が連携・協力し設置する。

イ 設置場所

災害ボランティアセンター本部を元気創造プラザ3階福祉センターに設置し、平時にはボランティアセンターとして使用している上連雀分庁舎と一体で災害ボランティアセンターを運営する。

③ 災害ボランティアセンターの役割

ア ボランティアの登録受付及び派遣調整（コーディネート）、派遣

イ 避難所の被災者要請（ニーズ）の整理、情報の提供

ウ 避難所の運営、維持等に対する支援・協力

エ 高齢者、障がい者などの要配慮者に対する支援・協力

オ 他道府県社協職員調整業務担当者（コーディネーター）の受け入れ

カ NPO との連携・協働

キ 災害応急及び復興に関する支援

④ 都との連携

ボランティアの人員が不足した場合、市災害ボランティアセンターは都災害ボランティアセンターに対し、ボランティア派遣の要請を行う。

(5) 消防署の応援協力・派遣要請

① 東京消防庁災害時支援ボランティアによる支援

震災時、東京消防庁災害時支援ボランティアは、消防署の指揮により消防活動及び復旧活動の支援を行う。

② 消防相互応援協力

地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、隣接市町村等との消防相互応援協定に基づく応援消防隊及び消防組織法第44条の5に基づく緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。

4. 防災拠点の確保・調整

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、地域支援班、避難支援班）	○応急活動拠点の調整
都本部	○オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整

4-2. 詳細な取組内容

（1）応急活動拠点の調整（指令情報班、地域支援班、避難支援班）

①使用調整の趣旨

地震が発生したとき、応急対策活動を効果的に実施するために、重要な役割を果たす都立公園等のオープンスペースの使用については、都と事前に取り決めた利用方法を踏まえて、市災害対策本部が時系列的及び面的な利用方法を総合的に調整する。

②オープンスペースの使用調整

市は、都立公園等、都が管理するオープンスペースの使用にあたっては、利用要望を都災害対策本部に提出する。

都災害対策本部は、対策調整会議において、都各局及び市の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。

オープンスペースを使用する場合は、使用状況を定期的に都災害対策本部へ報告する。

③農地の活用

必要とするオープンスペースが不足する場合は、協定に基づく農地の活用について検討する。

[別冊]

- ・資料 0401 「防災拠点（本部拠点：市災害対策本部運営のため必要な施設）」
- ・資料 0402 「防災拠点（医療保健拠点）」
- ・資料 0403 「防災拠点（地域災害対策拠点）」
- ・資料 0404 「防災拠点（帰宅困難者支援拠点）」
- ・資料 0405 「防災拠点（給水拠点）」
- ・資料 0406 「防災拠点（避難活動拠点）」
- ・資料 0407 「災害時応援協定締結団体一覧（自治体等）」
- ・資料 0408 「災害時応援協定締結団体一覧（民間団体等）」
- ・資料 0409 「赤十字ボランティアの概要」
- ・資料 0410 「三鷹市災害対策本部条例」
- ・資料 0411 「三鷹市災害対策本部条例施行規則」
- ・資料 0412 「警察署現場警備本部編成表」
- ・資料 0413 「震災消防活動」
- ・資料 0414 「災害時における消防署組織（震災配備態勢、震災非常配備態勢）」
- ・資料 0415 「ヘリコプター発着可能地点」
- ・資料 0416 「ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）」
- ・資料 0417 「医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地」
- ・資料 0418 「市内の災害時臨時離着陸場候補地一覧」
- ・資料 0419 「災害派遣部隊の活動内容」

第5章 情報連絡・提供体制の充実

【本章における対策の基本的な考え方】

情報連絡及び提供体制の強化

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による的確な応急対策活動を迅速に実施する上で欠かせない。また、適切な情報を迅速かつ確実に発信するための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、市民への情報提供、市民相互の情報伝達について推進を図る。

第5章 情報連絡・提供体制の充実

現在の到達状況と課題

- 災害時の情報伝達を円滑に行うため、関係機関等に配備を進めている MCA 無線の使用方法的習熟を図るため、定期的な通信訓練を実施している。
- 災害時に最も重要となる情報について、円滑に市民に提供するための情報提供体制の整備・強化を図る必要がある。
- 家族間で災害時の行動について事前に相談しておくことを促すため、市民への周知を徹底するとともに、安否確認サービス等の利用経験を推進する必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

災害情報連絡体制の確保・充実

- 情報連絡設備等の整備・運用
- 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備

住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

- 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

市民等への情報提供体制の整備

- 市民等への情報提供体制の整備

対策の方向性と目標

- ◆防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、MCA 無線をはじめ、災害時優先電話、緊急速報メールなど既設の情報伝達・連絡ツールの活用を推進するとともに、操作方法の習熟を図り、行政機関内の情報連絡体制を確保する。
- ◆多様な情報提供ツールの拡充・活用により、市民への確実な情報提供体制の整備・強化を図る。
- ◆災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版等、緊急時の市民間の安否確認手段を確保するとともに、日頃から家族間の安否確認等の発災時の行動を相談するよう周知する。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害
固定電話不通率	最大で 2.2%
停電率	最大で 6.7%

具体的な取組

《応急・復旧対策》

災害情報の収集・集約

- 災害情報の収集
- 災害情報の集約

防災機関相互の情報通信連絡体制 （警報及び注意報などの第一報）

- 各機関への情報連絡・通信方法
- 災害発生の恐れのある異常現象の通報
- 災害原因に関する重要な情報についての周知

防災機関相互の情報通信連絡体制 （被害状況）

- 被害情報等の都への報告

市民等への情報提供

- 市民等への情報提供方法・提供内容
- 報道機関への発表
- 放送要請

広聴活動

- 臨時被災相談所の設置

住民相互の情報連絡等

- 市民等への一斉帰宅抑制・安否確認サービス等の広報

第1節 現在の到達状況と課題

1. 災害情報連絡体制の確保・充実

- 災害時の情報伝達を円滑に行うため、関係機関等に配備を進めている MCA 無線の使用方法の習熟を図るため、定期的な通信訓練を実施している。
- 通信手段の重層化を進め、外部機関との連絡体制を構築・強化することが求められる。

2. 市民等への情報提供体制の整備

- 災害時に最も重要となる情報について、円滑に市民に提供するための情報提供体制の整備・強化を図る必要がある。

3. 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

- 家族間で災害時の行動について事前に相談しておくことを促すため、市民への周知を徹底するとともに、安否確認サービス等の利用経験を推進する必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 災害情報連絡体制の確保・充実

- ◆防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、MCA 無線をはじめ、災害時優先電話、緊急速報メールなど、既設の情報伝達・連絡ツールの活用を推進するとともに、操作方法の習熟を図り、行政機関内の情報連絡体制を確保する。
- ◆また、これら通信手段の重層化により、外部機関との連絡体制を構築・強化する。

2. 市民等への情報提供体制の整備

- ◆市ホームページ、三鷹市公式 Twitter、安全安心メール、災害時緊急情報配信サービス等、多様な情報提供ツールの拡充・活用により、市民への情報提供体制の整備・強化を図る。

3. 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

- ◆災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等、緊急時の市民間の安否確認手段を確保するとともに、日頃から安否確認等の発災時の行動を家族とよく相談するよう周知を行う。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 災害情報連絡体制の確保・充実
- 2 市民等への情報提供体制の整備
- 3 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

1. 災害情報連絡体制の確保・充実

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○情報連絡設備等の整備・運用 ○防災関係機関相互の情報連絡体制の整備
都総務局	○東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備） ○国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 ○地震計ネットワークの運用 ○緊急地震速報の利用 ○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 ○緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ○Lアラート（災害情報共有システムの利用） ○地理空間情報の活用 ○SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用 ○首都直下地震等対処要領の策定 ○総合防災訓練の実施
都各局	○関係防災機関との情報連絡体制を構築 ○関係省庁との情報連絡体制を構築 ○地理空間情報の活用
警視庁	○関係防災機関との情報連絡体制の構築
東京消防庁	○各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急無線等の整備 ○関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築 ○画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○震災消防対策システムの運用
陸上自衛隊	○都本部との情報連絡体制を構築
海上保安庁	○都本部との情報連絡体制を構築
関東総合通信局	○東地方非常通信協議会の運営

1-2. 詳細な取組内容

(1) 情報連絡設備等の整備・運用(企画部、総務部)

市は、防災行政無線（同報系）やMCA 無線など、以下の情報連絡設備・システムについて、災害時の有効活用に備え、平常時から点検・整備・運用を進めるほか、災害情報システム等の運用を推進し、情報連絡体制の充実を図る。

【情報連絡設備・システム】

	情報連絡設備・システム	概要
市	防災行政無線（同報系） （資料 0501・0502）	基地局からの情報を市内 54 か所に設置した屋外拡声子局からの拡声音声や市施設及び防災関係機関に設置した戸別受信機に伝達するシステム
	MCA 無線 （資料 0503）	相互交信で通話する業務用無線。市施設や防災関係機関に配備しており、災害時の主要な通信手段となるシステム
	災害情報システム	災害情報の収集・集約を行い、対策の意思決定及び被災者支援を実施するためのシステム 各種情報をシステム上で集約し GIS に自動反映することで市内の被害状況の把握が可能である。また、避難所、職員参集等の情報や高所カメラ映像の表示、東京都災害情報システム（DIS）との自動連携などにより包括的な災害情報収集・集約が可能である。
	職員連絡メールシステム	震災時等に市職員の安否確認を行うためのメールシステム
	災害時優先電話	災害時に利用する市の災害用電話。通信制限の影響を受けずに発信が優先されるため、主に発信専用電話として使用する。
	安全安心メール	市内の安全安心に関する情報を配信しており、利用者は「防犯」「防災」「環境」の分野から必要な情報を選んで配信を受けられる。同報系無線から放送を実施した際にはカテゴリを問わず全利用者に放送内容を配信する。
	自動電話応答サービス	同報系無線で放送した内容を電話応答装置にて自動録音し、録音した内容を電話で確認できるサービス
	消防団消防指令システム	災害時の参集連絡などをメールで全消防団員又は特定分団等に一斉連絡するシステム。三鷹消防署、防災課から発信可能であり、消防団本部から分団長や団員への一斉指示等の際に活用する。
	消防団 MCA 無線 （資料 0504）	消防団本部と各分団及び消防署に配置し、消防団本部における情報収集機能の充実及び各隊の情報共有に活用するシステム

都	東京都防災システム	【東京都災害情報システム（DIS）】 災害時に防災関係行政機関等から収集した被害情報、措置情報等を都が一元的に管理し、これらの災害情報を活用することで災害対策活動に活用する。 【画像伝送システム】 画像伝送システム端末により被害状況の伝送やテレビ会議を行うことができる。 【東京都防災行政無線】 災害時の通信手段として整備しており、無線電話、無線 FAX データ通信が利用可能
国	全国瞬時警報システム（J-ALERT）	気象庁からの気象関係情報や、内閣官房からの有事関係情報について、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、同報系防災行政無線を自動起動するシステム
	緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）	総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、緊急を要する情報等を伝達する。
	緊急地震速報	地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析し、強い揺れが発生する前に強い揺れが来ることを知らせる警報。全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携し、同報系無線から市内全域への放送も実施される。
	計測震度計システム	記録された計測震度情報は都防災行政無線システムを通じて都防災センター及び気象庁へ自動転送され、震度によってはテレビの地震情報で市内の震度が放送される。
その他	エリアメール・ 緊急速報メール	NTT ドコモがエリアメール、KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイルが緊急速報メールと称して提供している。緊急性の高い情報を特定エリア（三鷹市内及び周辺）の対応端末に配信する。配信項目は利用規約に基づき運用する。

（2）防災関係機関相互の情報連絡体制の整備（企画部、総務部）

ア 市を中心として整備した MCA 無線又はその他の手段により、市の防災関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間での情報連絡方法を確保する。

イ 防災拠点や関係機関との連絡手段確保のため、MCA 無線局の増設及び情報通信機器の効果的な活用を目的とした定期通信訓練を実施し、システムの運用体制の強化を図る。

特に、市本部設置時に通信機器使用を担当する班に属する者は、同訓練において基地局運用の習熟を図る。

ウ 消防団参集システムの確実な運用を図る。

- エ 消防団本部及び分団相互の情報連絡機器である消防団 MCA 無線の運用方法を習熟する。
- オ 消防団本部の情報収集・集約機能の向上を図る。
- カ 都が整備する東京都防災行政無線の操作方法の習熟を図る。
- キ 気象庁が提供する緊急地震速報を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
- ク 市内の被害状況、救出救援に関する情報、被災者の避難状況等、市本部で必要な情報を迅速に収集、整理する災害情報システム等の確実な運用を図る。
- ケ 大地震発生時における市内の正確な震度情報を迅速に把握するため、計測震度計システムの適切な運用を図る。
- コ 災害発生時の被害情報等を迅速かつ正確に収集・伝達・分類・整理するため、市本部の運営訓練として災害情報伝達訓練を行う。
- サ 昭和 57 年の防災行政無線導入時に整備した同報系拡声子局柱については、適正管理のため定期的な調査を実施し、補修及び更新を行う。

2. 市民等への情報提供体制の整備

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市民等への情報提供体制の整備
市民・地域	○災害時の情報提供ツールの把握
都政策企画局	○放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備
都総務局	○災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ○防災 Twitter、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用 ○ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置
都生活文化局	○在住外国人等への情報の提供 ○防災 Twitter をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報課 Twitter により幅広く発信
都都市整備局	○避難誘導等の移動支援及び災害等の情報提供手段としてユビキタス技術の活用を検討
都産業労働局 都建設局 都港湾局 都水道局 都下水道局	○災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
警視庁 東京消防庁	○ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供
関東総合通信局	○Lアラート（災害情報共有システム）による住民への防災情報伝達システムの整備促進

機関名	内容
東京電力グループ 東京ガス NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ KDDI ソフトバンク	○災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立

2-2. 詳細な取組内容

(1) 市民等への情報提供体制の整備(企画部、総務部)

- ア J-ALERT 及び Em-Net で送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備する。
- イ 防災行政無線（同報系）による拡声放送音声の難聴地域の改善及び老朽化した屋外拡声子局パンザマストやスピーカーの更新等を行い、無線施設設備に適正な維持及び運用を図る。
- ウ 防災行政無線（同報系）の放送音声について、市ホームページ、三鷹市公式 Twitter、メール配信等の ICT の活用をはじめ、町会・自治会等や市公共施設の掲示板への掲載、PTA の連絡網の活用など、平常時に利用しているネットワーク等の活用を図る。
- エ 多様な情報提供ツールの拡充・活用による情報提供体制を検討する。
- オ 災害時のアクセス集中に耐えられる、市ホームページを整備する。

3. 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知
市民・地域	○安否確認システムの利用・習熟
都総務局	○都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進
通信事業者	○安否確認手段の確保及び周知
都交通局 鉄道事業者	○駅における情報提供体制の整備 ○ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備

3-2. 詳細な取組内容

(1) 住民相互の情報連絡手段等の利用促進・周知(総務部)

市民が日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知するとともに、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの安否確認手段の周知に努める。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- 1 災害情報の収集・集約
- 2 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）
- 3 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況）
- 4 市民等への情報提供
- 5 広聴活動
- 6 住民相互の情報連絡等

1. 災害情報の収集・集約

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（全班）	○災害情報の収集 ○災害情報の集約

1-2. 詳細な取組内容

（1）災害情報の収集（全班）

①収集方法

初動時に市本部等が的確な応急対策活動を迅速に指示するため、全班は、以下の手順に従い、情報収集を行う。

ア 市本部に参集した職員は、参集途中に得た情報を災害情報システムに入力する。ただし、システム障害等が発生している場合は情報伝票等により情報をまとめ、指令情報班へ報告する。

イ 財務情報班は、MCA 無線等の情報連絡機器を使用して、防災関係機関等から情報収集し情報伝票により報告する。

ウ 被害調査班は、参集後、市内の被害調査で得た情報を災害情報システム又は情報伝票等により報告する。

エ 各班は、班構成の部課が所管する施設等の情報を災害情報システム又は情報伝票等により報告する。

②収集する災害情報の種類

以下の情報等を収集対象とする。

- ア 火災に関する情報
- イ 救出救助に関する情報
- ウ 道路及び交通に関する情報
- エ 医療救護に関する情報
- オ 市民の安全確保及び避難に関する情報
- カ ライフラインに関する情報

（2）災害情報の集約（指令情報班）

指令情報班は、災害情報システム及び情報伝票により報告された災害情報を取りまとめ、分類、整理し、

市本部が応急対策等を検討するための資料を作成する。

2. 防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、広報情報班）	○各機関への情報連絡・通信方法 ○災害発生の際のある異常現象の通報 ○災害原因に関する重要な情報についての周知
都総務局	○災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報 ○津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区市町村に通知
都各局	○災害原因に関する情報について、都総務局に通報 ○都総務局その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属機関に通報
警視庁	○警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、関係区市町村に通報
東京消防庁	○都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、都民に周知 ○地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、都民に周知
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	○津波警報等及び災害に関する情報の伝達・周知
東京管区気象台	○緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の発表 ○発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。 ○大津波警報・津波警報・注意報の関係機関への通知
NTT 東日本	○各種警報の通報 ○警報の優先取扱い
各放送機関	○災害に関する警報等の周知

2-2. 詳細な取組内容

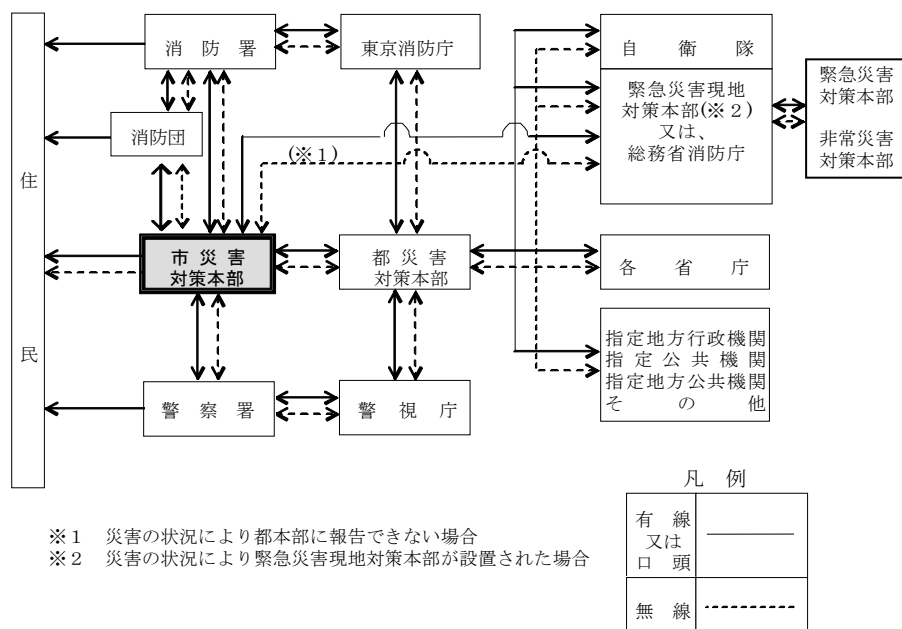
(1) 各機関への情報連絡・通信方法(指令情報班)

- ア 市防災関係機関相互の情報連絡は、MCA 無線を使用する。
- イ 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- ウ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- エ 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の

災害対応を実施する。

オ 初動活動を的確に行うためには、災害情報の収集とともに情報の共有化が重要であることから、初期の災害情報は市本部に一元化させ、市本部と警察署、消防署、消防団をはじめ各防災機関との情報連絡により災害基礎情報を相互に共有化し、初動活動の効率化を図る。

【防災機関相互の通信連絡系統】



(2)災害発生の際の恐れのある異常現象の通報(指令情報班)

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。

(3)災害原因に関する重要な情報についての周知(指令情報班、広報情報班)

災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたときは、直ちに区域内の関連機関、その他重要な施設の管理者、住民の自主防災組織及び一般住民等に周知する。

3. 防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況)

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、広報情報班、医療健康班、道路交通班）	○被害情報等の都への報告
都総務局	○所在区市町村別の被害状況等調査 ○国(総務省消防庁)への報告と他関係防災機関への通報 ○被害状況等とりまとめ ○東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 ○重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡

機関名	内容
警視庁	○都への通報、関係機関との情報交換 ○安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○地震被害判読システム等による災害情報収集
東京消防庁	○地震被害予測システム等による被害予測 ○高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、関係機関との情報交換
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	○情報収集及び通報
関東地方整備局	○情報収集及び通報
関東地方測量部	○情報収集及び通報
関東総合通信局	○防災情報伝達システムの検討 ○電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○放送局の被災・復旧状況等
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ KDDI ソフトバンク	○通信の被害、そ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等
東京ハイヤー・タクシー協会	○発災時の災害情報の収集・伝達 ○発災直後の被害状況等を、都に対して提供
各防災機関	○発災直後の被害状況等を、都に対して提供

3-2. 詳細な取組内容

(1)被害情報等の都への報告(指令情報班、広報情報班、医療健康班、道路交通班、東京都、各防災機関)

①被害情報の収集

以下の情報について収集し、市民・都本部に伝達・報告する。

ア 火災に関する情報

(ア) 指令情報班は、地震により同時多発火災が発生した場合、消防署、消防団、自主防災組織等から収集した市内の火災発生状況及び延焼状況等を市全図上に集約し、消防署等の活動態勢とともに、市本部に報告する。

(イ) 市本部は、これらの情報をもとに、必要に応じ市民への避難指示等を決定し市民に伝達する。

イ 救出救護に関する情報

(ア) 地震発生直後の倒壊家屋等からの救出救護は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、市民等の総力の結集が求められる。

(イ) 市本部は、市内の倒壊家屋の状況及び救出救護活動の状況について、これら関係機関から報告を求め、必要に応じて応援協定に基づき商工会等民間団体への応援要請や自衛隊への出動要請を行

う。

（ウ）救出救護にあたる関係機関に対し、トリアージの実施場所や負傷者の受入可能医療機関等の情報を提供するとともに、災害医療対策実施本部及び消防署との情報連絡により負傷者の搬送態勢の構築が速やかに進むよう調整する。

（エ）災害により死者が多数見込まれる場合は、施設の被災状況や死者の見込数等を勘案して検視・検案場所を開設し関係機関に連絡するとともに、遺体搬送のための人員や車両を確保する。

ウ 道路及び交通に関する情報

（ア）道路交通班は、道路の被災状況について、市本部に参集した市職員や警察署をはじめとする関係機関、市民及び市本部道路パトロール等からの情報を市全図に集約し、本部に報告する。

（イ）応援協定に基づき商工会及び建設業協会等の民間団体へ応援要請を行い、緊急障害物除去道路等の優先復旧道路から復旧作業を行う。

（ウ）警察署との情報連絡により、最新の交通規制情報を入手し、関係機関及び市民に情報提供を行う。

エ 緊急医療に関する情報

（ア）医療健康班は、元気創造プラザ総合保健センター内に設置する災害医療対策実施本部を統括し、市内の医療機関の被災状況及び診療の可否等について情報を収集・集約し、医療救護活動の方針を決定する。

（イ）医療健康班は、災害時医療救護所及び医療拠点等に職員を派遣し、市本部との情報伝達等を実施する。

オ 市民の安全確保及び避難に関する情報

（ア）市本部は、市内の火災状況、市民の避難状況その他市内の被災状況等に関する情報をもとに総合的に判断して、市民への避難指示等を決定する。

（イ）広報情報班は、市民及び関係機関へ決定内容を連絡するとともに、避難が必要となった場合は、避難場所までの安全な避難誘導に関する情報を自主防災組織等に提供する。

（ウ）指令情報班は、避難所の開設方針について、自主防災組織及び各避難所に情報伝達を行うとともに、広報情報班は、開設されることとなった避難所情報について、市民に情報を提供する。

カ ライフラインに関する情報

（ア）電気、ガス、水道、交通等の市内の被害状況及び復旧の見込みについて、各機関から報告を求め、市民及び関係機関に情報を提供する。

（イ）避難所等拠点施設の優先復旧等の必要が生じた場合は、その旨市本部から各機関へ要請する。

②被害情報等の都本部への報告

ア 指令情報班は、災害発生時は、災害対策基本法に基づき、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都（都に報告ができない場合は、国：総務省消防庁）に報告する。

イ 前記に基づく報告は、災害対策基本法施行令第21条に規定する以下の項目とする。

（ア）報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害の程度、災害に対してとられた措置、その他必要な事項

（イ）報告の方法

原則として、災害情報システムによる自動連携によるが、システム障害等により自動連携できない場合は、東京都災害情報システム（DIS）端末への直接入力による。

(ウ) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第2部第12章参照。

4. 市民等への情報提供

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、広報情報班）	☐ 市民等への情報提供方法・提供内容 ☐ 報道機関への発表 ☐ 放送要請
都本部	☐ 震災発生直後に行う広報内容 ☐ 被災者に対する広報 ☐ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ☐ 多様な通信手段による住民への情報提供
都政策企画局	☐ 報道機関に対する発表 ☐ 要請文の作成
都総務局	☐ 都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報 ☐ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ☐ 東京都防災ホームページを災害対策用に切り替え、迅速な情報提供を行うほか、東京都防災 Twitter、東京都防災アプリを活用して災害情報等を発信 ☐ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて災害情報を発信
都生活文化局	☐ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ☐ 都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。
都水道局	☐ 地震発生直後に行う広報 ☐ 応急対策開始後に行う広報 ☐ 応急対策の進捗に伴う広報 ☐ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報
都下水道局	☐ 下水道施設の被害及び復旧等の状況及び下水道使用自粛等の協力要請についての広報
警視庁	☐ 余震、津波等気象庁の情報 ほか
東京消防庁	☐ 災害情報、消防活動状況等の広報
東京管区气象台	☐ 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など
関東総合通信局	☐ Lアラート（災害情報共有システム）による住民への防災情報伝達システムの整備促進
自衛隊	☐ 情報収集と広報活動
日本郵便	☐ 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	☐ 通信の被害、疎通状況の案内等 ☐ 災害用安否確認サービス提供開始の案内

機関名	内容
KDDI ソフトバンク	
日本銀行	○災害応急対策に関する情報
東日本高速道路 中日本高速道路 首都高速道路	○応急対策の措置状況等
JR 東日本	○災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況等
東京電力グループ	○電気による二次災害等を防止するための方法等
東京ガス	○被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項等
各放送機関	○発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知

4-2. 詳細な取組内容

（1）市民等への情報提供方法・提供内容（広報情報班）

①市民等への情報提供方法

ア 無線の放送内容について、市ホームページの掲載、三鷹市公式 Twitter、安全安心メール及び自動電話応答サービスによる配信並びに市内の公共施設への掲示などを行う。

イ 町会等の掲示板への掲示、町会等の回覧板の活用、PTA の連絡網など、平常時に利用しているネットワーク等を最大限活用していくこととし、これらを活用するために、チラシの配布方法や情報伝達方法等について関係団体等と協議を進め、その手順を定めておくとともに、これらの手順に従った情報伝達訓練を実施していく。

ウ 市境に居住する市民が、情報の混乱等を起こさないよう、隣接市と連携しながら放送内容の統一化や時差放送等を実施していく。

エ 災害時緊急情報配信サービスなど新たな情報提供ツールを活用し、多様な災害時の情報提供体制を整備する。

オ その他のコミュニティ FM やエリアメールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、住民に情報入手方法等を周知する。

カ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

②情報提供内容

災害発生時には、市民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、市民が適切な判断による行動がとれるようにするとともに、情報活動の不手際による無用な混乱を防止する必要がある。

このため、市本部は、情報をいち早く集約するとともに各防災機関と情報連絡を行い、相互に情報の共有を図り、市民に対し各機関とともに適切かつ迅速な広報活動を行う。

広報情報班は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、各防災機関と密接な連携のもとに次に掲げる広報活動を行う。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。

ア 震災発生直後の広報

- (ア) 市内の震度（震度5弱以上の場合）
- (イ) 地震の規模、余震への注意及び気象状況に関すること
- (ウ) 電気・ガス・ストーブ等の火災予防注意に関すること
- (エ) 避難方法、避難路及び避難場所に関すること

イ 被災者に関する広報

- (ア) 被害状況に関すること
- (イ) 医療救護に関すること
- (ウ) 食料、物資等の配給状況及び給水拠点の場所に関すること
- (エ) 電気・ガス・水道・下水道等ライフラインの復旧状況に関すること
- (オ) 通信・交通機関等の復旧状況に関すること
- (カ) 物資の流通に関すること

ウ 広報文

広報文は、「三鷹市災害対策本部運営マニュアル」及び「災害広報文例集」（昭和60年3月都総務局災害対策部）に準じ作成する。

エ 広報の方法

災害の規模又は状況により、広報区域及び広報内容を決定し、防災行政無線（同報系）を使用して実施することとし、被害が甚大な地区を中心に広報車を配車出動させ、現地広報活動を実施する。

また、広報の内容によっては、警察署や消防署等に協力を求める。さらに災害の規模又は状況により、都その他関係機関の協力を必要とする場合は、都総務局に協力を要請する。

広報紙及びホームページの積極的かつ効果的な活用方法とともに、高齢者、障がい者及び外国籍市民などに対する情報提供手段を検討し、迅速かつ確かな情報提供ができるよう事前準備を行う。

また、ホームページがアクセス過多で繋がりにくい時に備え、三鷹市公式 Twitter や安全安心メール等を活用した災害情報の提供を行う。

オ 上水道に関する広報

地震により断水事故等に対しての対応は、水道事業者である東京都水道局が行うが、同局から要請があった場合は、市民の不安と混乱を防ぐため、防災行政無線（同報系）による地区別放送を行うとともに、広報車を巡回させ、対象地区の市民に対し次の事項についての広報活動の実施を検討する。

- (ア) 水道施設の被害状況及び復旧見込みに関すること
- (イ) 給水拠点の場所及び給水方法に関すること
- (ウ) 水質についての注意に関すること
- (エ) その他必要な事項

カ 下水道（トイレ）に関する広報

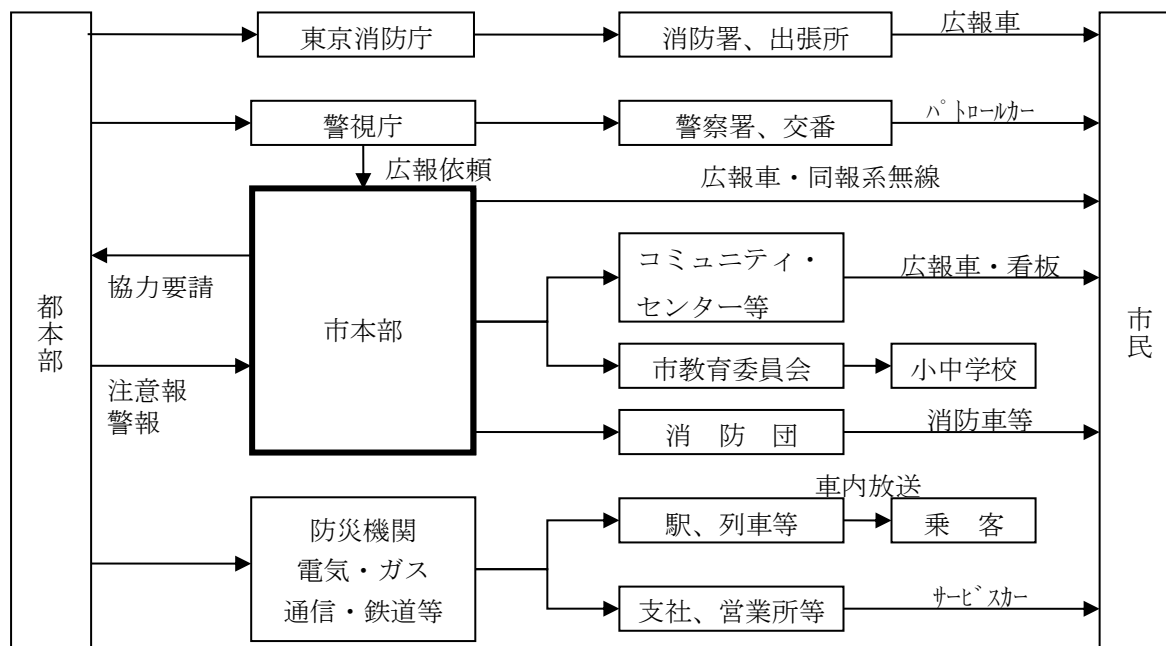
下水道については、水道の供給が行われている地区では、市民に被災状況が伝わらず、使用してしまうことが考えられ、復旧作業に支障を及ぼすため、被害状況が判明するまでは使用を控えるよう広報を行うことが重要である。

- (ア) 下水道施設の使用禁止に関すること
- (イ) 下水道施設の被害状況及び復旧見込みに関すること
- (ウ) 仮設トイレ等の設置状況に関すること

（エ）し尿処理に関すること

（オ）その他必要な事項

【震災時の広報活動における主な流れ】



（2）報道機関への発表（広報情報班）

ア 市本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、広報情報班とする。広報情報班長は、市本部各部班の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図る。

イ 広報情報班長は、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

ウ 夜間又は勤務時間外に災害が突発発生し、前2号によりがたい場合は、広報情報班長が関係部班の責任者と協議のうえ発表する。

（3）放送要請（指令情報班）

市は、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定に基づき放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同実施細目の規定により、原則として、都知事に要請を依頼する。

ただし、情報伝達の遅延が許されない避難指示等の情報については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」に基づき、放送事業者に直接、要請する。

また、地域メディアとしてのジェイコム東京武蔵野・三鷹局やむさしのFMについては、地域情報の伝達という点からその役割は大きいので、日常的な連携を強め、災害発生時には迅速な緊急放送を行う準備を進める。

5. 広聴活動

5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班）	○臨時被災相談所の設置
消防署	○消防相談所の設置

機関名	内容
都総務局	○都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都生活文化局	○臨時相談窓口を開設 ○都総務局（都本部）と連携し、各局の相談体制等を把握
都各局	○相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告
警視庁	○臨時相談所を開設 ○交通規制に係るテレホンコーナーを開設
東京消防庁	○消防相談所を開設

5-2. 詳細な取組内容

(1) 臨時被災相談所の設置(指令情報班)

災害時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療生活必需品、住居の確保、ライフラインの復旧状況や融資等についての相談、要望、苦情に応じるため、広聴活動を展開する必要がある。このため市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、関係機関と連携した広聴活動を実施する。

ア 被災地及び避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、その解決を図るとともに、必要があるときはその内容を関係機関に連絡して、早期解決に努力する。

イ 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。

ウ 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

(2) 消防相談所の設置(消防署)

消防署及び各出張所に、災害の規模に応じて消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

6. 住民相互の情報連絡等

6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（広報情報班）	○市民等への一斉帰宅抑制・安否確認サービス等の広報
市民・地域	○一斉帰宅の抑制 ○災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等を活用した安否確認
都総務局	○住民、事業者及び帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、情報提供を行う。
通信事業者	○住民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。 ○災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の災害用安否確認サービスの利用を呼びかける。

6-2. 詳細な取組内容

(1) 市民等への一斉帰宅抑制・安否確認サービス等の広報(広報情報班)

個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。

あわせて、避難・移動時に人と人との接触の低減を図り、「三密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることを広報する。

[別冊]

- ・資料 0501 「防災行政無線同報系屋外拡声子局設置場所」
- ・資料 0502 「防災行政無線同報系戸別受信機設置場所」
- ・資料 0503 「防災行政 MCA 無線システム配置場所」
- ・資料 0504 「消防団 MCA 無線配置場所」